◎労働者派遣事業 事業所ごとの情報提供　　株式会社エスイーシー

労働者派遣法第 23 条第 5 項により、事業所ごとの派遣労働者の数、派遣先数、マージン率等について情報提供します。

[労働者派遣事業報告書(令和 6 年(2024 年)6 月 1 日)年度報告より]

事業所名 事項	株式会社エスイーシー (函館)	株式会社エスイーシー 札幌システムセンター	株式会社エスイーシー 東京システムセンター
① 派遣労働者の数	6	4	25
② 派遣先の数	5	3	9
③ マージン率(*1)	42.2%	40.6%	42.8%
④ 教育訓練に関する事項	健康と仕事について 安全衛生の基本と心得 CSR 教育 ビジネスマナー 税について	健康と仕事について 安全衛生の基本と心得 CSR 教育 ビジネスマナー 税について	健康と仕事について 安全衛生の基本と心得 CSR 教育 ビジネスマナー 税について
⑤ 労働者派遣に関する料金の額の平均額(*2)	47,924 円	37,323 円	41,663 円
⑥ 派遣労働者の賃金の額の平均額(*2)	27,711 円	22,157 円	23,828 円
⑦ その他			

(*1) マージン率＝(労働者派遣に関する料金額の平均額 － 派遣労働者の賃金額の平均額) ÷ 労働者派遣に関する料金の平均額

(*2) 平均額： 前事業年度における派遣労働者 1 人 1 日(8 時間)当たりの派遣料金または賃金の平均額

◇派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

(令和 6 年(2024 年)3 月 31 日更新)

■労使協定を締結している

・協定書の有効期間終期： 令和 7 年(2025 年)3 月 31 日

・協定労働者の範囲　　： 労働者派遣契約により派遣先で従事する従業員